

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

DOI	10.11501/10310082
論題 Title	農業・農村における女性政策の経緯と現状
他言語論題 Title in other language	Past and Present Policies for Women in Agriculture
著者 / 所属 Author(s)	齊藤 真生子 (Saito, Maiko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 農林環境課
書名 Title of Book	ダイバーシティ (多様性) 社会の構築: 総合調査報告書 (Building a Society of Diversity: Interdisciplinary Research Project)
シリーズ Series	調査資料 (Research Materials) ; 2016-3
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2017-02-28
ページ Pages	147-160
ISBN	978-4-87582-795-5
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	男性の仕事というイメージが強い農業であるが、農業労働の過半は女性が担ってきた。戦後から現在に至るまでの農政における女性の位置付けや関連施策の変遷、今後の課題等について概観する。

\*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 農業・農村における女性政策の経緯と現状

齊藤 真生子

## 目次

はじめに	3	中長期ビジョン以降の女性農業者支援
I 農業・農村における女性とは		III 現行の女性農業者支援とその課題
1 農業・農村における女性の呼称		1 現行の女性農業者支援の概要
2 農業・農村における女性の概要		2 今後の課題
II 戦後農政における女性政策の変遷		おわりに
1 生活改善普及事業の創設		
2 国際婦人年を契機とした農村女性政策の展開		

## はじめに

男性の職業というイメージが強い農業だが、農業就業人口<sup>(1)</sup>の半数近くは女性であり、近年は、農業・農村に多様性や活力をもたらす存在として、女性農業者の活躍が大きく期待されている<sup>(2)</sup>。本稿では、農業・農村における女性の姿について概観した上で、戦後農政における女性関連施策の変遷、近年の女性農業者支援策の特徴、今後の課題について整理する。

## I 農業・農村における女性とは

### 1 農業・農村における女性の呼称

農業・農村における女性に対しては、その活動や状況を表現する目的や立場(行政、研究者、一般人)、政策上の位置付けなどにより、様々な呼称が用いられてきた。戦後以降、一般的に使用されてきた「農村婦人」、「農村女性」は、地域性に視点を置いた呼称であり、「農村」という地域に住まう「女性」が他地域(特に都市)とは異なる生活問題を抱えているという前提に基づくものである。また、「農家女性」という呼称は、経営や相続などにおける農家家族のイエ的な慣習と女性との関係(家族内における嫁の低い地位など)を意識する場合に用いられてきた。これらに対し、職業に重点を置いた「女性農業者」という呼称は、1990年代前半から政策文書等で使用され始め、「農山漁村地域に生活し、農家の家族生活の中で解決できない問題に苦しむ女性一般」から区別し、「農業を職業とし、人間らしく主体的に生きていく女性」を表す用語として広く用いられるようになった。<sup>(3)</sup>

\* 本稿のインターネット情報の最終アクセス日は平成28(2016)年12月26日である。

(1) 15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者。  
 (2) 「女性の活躍を応援します」農林水産省ウェブサイト <<http://www.maff.go.jp/j/keici/danjyo.html>>  
 (3) 天野寛子『戦後日本の女性農業者の地位—男女平等の生活文化の創造へ—』ドメス出版, 2001, pp.22-32; 秋津元輝ほか『農村ジェンダー—女性と地域への新しいまなざし—』昭和堂, 2007, p.2.

本稿では、戦後から現在に至る農業・農村における女性関連施策の長期的な経緯について整理することを目的の1つとしているため、呼称を完全に統一することは難しい。政策の主たる対象の変遷に対応する形で、原則として、1980年代までについては農村女性又は農家女性を、1990年代以降については女性農業者を用いる。

## 2 農業・農村における女性の概要

### (1) 農業の担い手としての女性

農業就業人口に占める女性の割合は1990年代まで約60%で推移していた(表1)。女性が農業の担い手として評価され、農業政策において明確に位置づけられるようになるのは1990年代以降のことであるが(後述)、それ以前から、女性は農業労働の過半を担ってきた。特に、1960～70年代にかけての高度経済成長期には、壮年男性が兼業や出稼ぎで農業から遠ざかる中、「三ちゃん農業」<sup>(4)</sup>で知られるように、家に残った女性や高齢者が農業生産における労働力不足を補っていた。しかし、1990年代以降、農業就業人口、基幹的農業従事者数<sup>(5)</sup>ともに、女性の割合は減少を続けている(表1)。また、基幹的農業従事者数に占める40歳代以下の女性の割合は平成2(1990)年の28.8%から平成27(2015)年の7.6%にまで減少し<sup>(6)</sup>、若い世代の女性の「農業離れ」が指摘されている<sup>(7)</sup>。

表1 農業就業人口及び基幹的農業従事者数の推移(昭和35～平成27年)

(単位:万人、%)

	昭和 35年 (1960)	45年 (1970)	55年 (1980)	平成 2年 (1990)	7年 (1995)	12年 (2000)	17年 (2005)	22年 (2010)	27年 (2015)
農業就業人口	1,454	1,035	697	482	414	389	335	261	210
うち女性	855	634	430	284	237	217	179	130	101
女性の割合	58.8	61.2	61.7	59.0	57.3	55.8	53.3	49.9	48.1
基幹的農業従事者数(注)	1,175	711	413	293	256	240	224	205	175
うち女性	624	386	209	141	119	114	103	90	75
女性の割合	53.1	54.3	50.7	48.0	46.4	47.5	45.8	44.0	42.7

(注) 農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態において「仕事に従事していた者」のことをいう。主に家事や育児に従事していた者は含まれない。

(出典) 農林水産省「農林業センサス累年統計—農業編—(昭和35年～平成22年)」政府統計の総合窓口ウェブサイト<<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001047487>>;同「10 経営方針の決定参画者(経営者を除く。)の有無別農家数」『2015年農林業センサス(確報)第2巻 農林業経営体調査報告書—総括編—』2016.6.24.政府統計の総合窓口ウェブサイト<<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000031427154>>に基づき筆者作成。

(4) 「じいちゃん」、「ばあちゃん」、「かあちゃん」が農作業を担うことから「三ちゃん農業」と呼ばれた。

(5) 農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態において「仕事に従事していた者」のことをいう。主に家事や育児に従事していた者は含まれない。

(6) 農林水産省「農林業センサス累年統計—農業編—(昭和35年～平成22年)」政府統計の総合窓口ウェブサイト<<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001047487>>;同「10 経営方針の決定参画者(経営者を除く。)の有無別農家数」『2015年農林業センサス(確報)第2巻 農林業経営体調査報告書—総括編—』2016.6.24.政府統計の総合窓口ウェブサイト<<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000031427154>>

(7) 市田知子「農家女性の「農業離れ」に歯止めかかるか」『AFCフォーラム』59(9), 2011.12, pp.3-4; 岩崎由美子「ゼミナール 女性農業者の活躍のために(5) 古くて新しい女性参画の課題」『全国農業新聞』2016.11.11. なお、1980年代以降、男性に比べて女性の減少率が大きくなることについては、男性の場合は定年後の帰農等により、自家農業の担い手として復活し、農業就業人口等として統計的にカウントされるようになる一方、もともと自家農業に携わっていた女性の場合は、そのような形での補充がないためと考えられている。秋津元輝「女性農業者と集落営農」『農業と経済』78(5), 2012.4, pp.67-68.

## (2) 農家経営における女性の参画

2015年農林業センサスによれば、経営者が女性の販売農家<sup>(8)</sup>は6.7%で、経営者が男性の販売農家(販売農家全体の93.3%)の40%で女性が経営方針の決定に関わっており、これらを合わせると、何らかの形で女性が経営に参画している販売農家は全体の47%を占めていた<sup>(9)</sup>。しかし、夫の死亡後に経営を引き継いでいる女性経営者が多いと見られることや、農業就業人口の半数近くを女性が占めていることを考慮すると、女性の経営参画の余地は依然として大きいと言える<sup>(10)</sup>。

## (3) 農村地域社会における女性の参画

農業委員会<sup>(11)</sup>における女性委員や、農業協同組合の女性役員の割合及び人数は、平成27(2015)年度において、それぞれ7.4%(2,636人)<sup>(12)</sup>、7.2%(1,306人)<sup>(13)</sup>と、女性の地域社会への参画を促す近年の施策により増加傾向にはあるものの、今なお低い状況にある。また、農業協同組合の正組合員に占める女性の割合も全体の20.8%にとどまっている<sup>(14)</sup>。農村における農業や地域の方針決定は男性中心で進められているのが現状であり、女性が意見を表明できる機会は限定的である。

## (4) 農業・農村社会におけるジェンダー関係の特徴

女性は、農業を支える労働力として重要な役割を果たしながらも、女性は農家経営や地域社会において「一人前」とはみなされてこなかった。その背景として、多くが男性である「家長」あるいは「家族農業経営者」を中心に意思決定が行われるイエ、イエを単位としたムラの構造に由来する農業・農村社会に特徴的なジェンダー関係の存在が指摘されている。このようなジェンダー関係により、農業・農村における女性は次のようなハンディキャップを抱えているとされる<sup>(15)</sup>。

- ・家族農業経営では、世帯主が経営主であり、多くが妻の立場である女性は、農業経営においても男性の意思決定に従う位置づけを与えられているなど、性別による役割分担が固定的である。
- ・法律上の平等にもかかわらず、農地等の資産相続は跡継ぎとされる男子に集中しているた

(8) 耕地面積30a以上又は農産物販売価格が年間50万円以上の農家。

(9) 農林水産省「10 経営方針の決定参画者(経営者を除く。)の有無別農家数」前掲注(6) 販売農家における女性の経営方針への参画状況に関する調査は、2015年農林業センサスで初めて実施された。

(10) 「生産現場のいま(5) 15年センサスから」『日本農業新聞』2016.5.7.

(11) 農業委員会は、農地法(昭和27年法律第229号)に基づき農地の売買・貸借の許可、利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進等を中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されている。従来、農業委員は公選制であったが、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するようにするため、平成27年に農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の改正が行われ、平成28年度以降は市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更された。

(12) 農林水産省経営局就農・女性課「平成27年度 農業委員への女性の参画状況」2016.4.28. <[http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d\\_cyosa/pdf/27\\_noui\\_josei.pdf](http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d_cyosa/pdf/27_noui_josei.pdf)>

(13) 「平成27年度 JA女性役員等調査結果」(平成27年7月31日現在)JA全国女性組織協議会ウェブサイト <<http://www.ja-zenjyokyo.jp/wp/wp-content/uploads/2015/11/1049adceaf0d7454d286dec48fea2de.pdf>>;「月曜特報 女性登用 曲がり角 増えぬJA役員」『日本農業新聞』2016.1.18.

(14) 農林水産省「第1部 都道府県別統計表 組織 組合員 組合員数及び組合員戸数」『平成26事業年度総合農協統計表』2016.6.8. 政府統計の総合窓口ウェブサイト <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000031418199>>

(15) 原珠里「女性プロ農業者が活躍する環境づくり」『AFCフォーラム』62(2), 2014.5, pp.3-4; 原珠里・大内雅利「序章 農村社会におけるジェンダー関係への視覚」『村落社会研究』48号, 2012.10, pp.13-14.



め、女性は農地等の資産を所有する機会が少ない。農村社会においては農地の所有が地域社会におけるメンバーシップの要件として重要な意味を持つ。

- ・女性は婚姻を契機として農業に関わることが多く、若年時から就農を想定した農業教育を受ける機会が少ない。
- ・地域社会で育った夫と比較して、農家に「嫁入り」した女性は地域におけるネットワーク形成が弱い。

農村社会におけるイエ・ムラ構造は、農業・農村の外の社会との接点が増えたことでその比重は低下したものの残存しており、また、農業・農村社会に特徴的なジェンダー関係や女性のハンディキャップも、男女共同参画を推進する施策の展開（後述）にもかかわらずいまだに存在すると見られている<sup>(16)</sup>。

## II 戦後農政における女性政策の変遷

### 1 生活改善普及事業の創設

#### (1) 生活改善普及事業の概要

農政における女性を対象とした政策の始まりは、戦後の生活改善普及事業にさかのぼる。昭和23（1948）年創設の協同農業普及事業（以下「普及事業」）<sup>(17)</sup>では、家族労働を主体として営まれている我が国の農業において、農業の改良と農家生活の改善を一体的に進めることが不可欠である、との基本的な考え方に基づき、生活改善という新しい分野が導入された<sup>(18)</sup>。生活改善普及事業は、「生活技術<sup>(19)</sup>の普及による生活経営の合理化を通じて農家婦人の地位向上と農村民主化に寄与する」ことを最終目標とし<sup>(20)</sup>、普及職員を配置することによって、合理的な生活の技術、知識を提供し、農家自らの手で生活改善を成し遂げるよう援助する取組であった<sup>(21)</sup>。

#### (2) 生活改善実行グループと主な取組

生活改善普及事業の発足直後は、都道府県に配置された生活改良普及員<sup>(22)</sup>が個別の農家を対象に活動を行っていたが、昭和26（1951）年頃から普及体制の確立が進み、意欲のある数個の集落を選定して重点的に指導し、そこに農家女性から成る生活改善実行グループを育成して、

(16) 原・大内 同上, p.13.

(17) 協同農業普及事業は、農地改革、農業協同組合改革と並んで、GHQが推進した農村民主化三大改革の1つとされる。米国の農業普及制度の根拠法である「スミス・レーバー法（Smith-Lever Act, 1914）」を範として昭和23年に「農業改良助長法」（昭和23年法律第165号）が制定され、同年から事業が始まった。都道府県が国と「協同」して行う農業に関する普及事業に必要な経費を国が助成することが制度の核となっている。全国農業改良普及協会『協同農業普及事業五十周年記念誌』協同農業普及事業五十周年記念会, 1998, pp.8-11; 日本農業普及学会企画編集『農業普及事典』全国農業改良普及支援協会, 2005, p.28.

(18) 全国農業改良普及協会 同上, pp.12-13.

(19) 生活技術とは、日常の衣食住を科学的、合理的な見地から見直し、「今よりは少しでもよく、楽しく過ごす」ための技術とされた。市田（岩田）知子「日本の生活改善普及事業にみる農村女性の組織化—生活改善から農村女性政策へ—」『農業史研究』37号, 2003.3, pp.5-6.

(20) 生活改善普及事業の内容や理念については、制度発足直後の昭和23年11月から、農林省農業改良局の有識者会議「生活改善に関する懇談会」において議論がなされた。同懇談会の検討結果に基づき、昭和26年9月に普及部長通達「農家生活改善推進方策」（昭和26年9月27日付け）が都道府県主務部長宛に出され、生活改善普及事業の最終目標が初めて示された。市田（岩田）知子「生活改善普及事業の理念と展開」『農業総合研究』49(2), 1995.4, p.15. <<http://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010501977.pdf>>

(21) 全国農業改良普及協会 前掲注(17), pp.12-13.

(22) 普及事業では、「農業改良普及員」が農業生産分野、「生活改良普及員」が生活改善分野の課題を担当する仕組みとなっていた。平成以降の普及職員制度の見直しについては、後掲注(63)参照。

普及活動の拠点とする方法がとられるようになった<sup>(23)</sup>。

都市と農村の生活格差を背景に、昭和30年代までの生活改善普及事業は、生活技術の普及を主な課題としていた。その内容は、衣・食・住生活、共同施設の設置・利用、衛生関係等と多岐にわたるが、特に、保存食や台所・かまどの改善に取り組んだ生活改善実行グループが多かった<sup>(24)</sup>。ただし、これらの取組においては、個々の生活技術の習得自体が目的ではなく、技術習得の過程で家族関係、因習、価値観を反省したり、主婦同士、あるいは家族や集落でのコミュニケーションを活発化したりすることが重要であったとされる<sup>(25)</sup>。

高度経済成長期に入ると、都市部への人口流出や兼業化、施設園芸の増加や営農作物の転換等が進み、農村では女性や高齢者の労働超過に起因する健康状態の悪化や家庭生活管理の粗放化といった問題が生じた。また、過疎化や都市農村間の地域格差もさらに拡大した。昭和40年代以降の生活改善普及事業では、従来の生活改善に加えて、健康対策や、生活環境対策、労働適正化対策等が開始され、新たな課題への取組が広がった。全国の生活改善実行グループの連携・交流促進も進められた<sup>(26)</sup>。

### (3) 生活改善普及事業の成果と限界

昭和40年代までの生活改善普及事業については、生活改善実行グループの活動を通じて農村の家族生活及び地域生活にもたらした良い影響や、女性の能力育成及び活動創出への貢献などの点で評価されている<sup>(27)</sup>。しかし、同事業における女性の位置づけは、生活面の担い手に限定される傾向が強く、従来の固定的なジェンダー関係を見直すような動きは見られなかった。また、農業労働報酬をめぐる問題（収入は家のものであり個人への配分はされないこと）を含め、女性の農業労働への適正な評価が行われるには至らなかった<sup>(28)</sup>。

## 2 国際婦人年を契機とした農村女性政策の展開

### (1) 女性の地位向上に向けた国際社会の動き

国際社会では、昭和23(1948)年の国際連合(国連)総会での世界人権宣言採択を契機として、女性の地位向上、男女平等の原則達成に向けた取組が積み重ねられていた。昭和50(1975)年にメキシコシティで開催された国連の国際婦人年世界会議では、各国政府が女性の地位向上のための施策を行うことを勧告した「世界行動計画」が採択された。また、同計画に掲げられた目標を達成するための努力期間として、「国連婦人の10年」(昭和51(1976)年～昭和60(1985)年)が設定された<sup>(29)</sup>。

### (2) 国内における農村女性政策の展開

国際婦人年世界会議での「世界行動計画」採択を受け、政府の婦人問題企画推進本部は昭和

(23) 全国農業改良普及協会 前掲注(17), p.78.

(24) 市田(岩田)前掲注(19), p.30.

(25) 市田(岩田)前掲注(20), p.6.

(26) 全国農業改良普及協会 前掲注(17), p.79.

(27) 天野 前掲注(3), p.333.

(28) 同上, p.45; 川手督也「第1章 農村女性関連施策の展開と家族経営協定」『村落社会研究』48号, 2012.10, p.33 ほか。

(29) 利谷信義「日本における女性政策の発展」『ジェンダー研究—お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報—』18号, 1998.3, p.68. <<http://hdl.handle.net/10083/51545>>

52 (1977) 年に「国際婦人年世界会議における決定事項に関わる国内行動計画」を策定した<sup>(30)</sup>。この国内行動計画に基づき、昭和 53 (1978) 年度以降、それまでの生活改善の枠組みを超えて、農山漁村の女性の地位向上という視点から施策が展開されることとなった。農林省 (当時) では、生活改善普及事業を充実強化する形で、家庭生活や農業における女性の役割についての調査研究や意識啓発、学習・交流施設である「農村婦人の家」の設置等、女性に関する施策を集中的に実施した。<sup>(31)</sup>

### 3 中長期ビジョン以降の女性農業者支援

#### (1) 中長期ビジョン及び新農業法のもとでの政策転換

前述のように女性は長年にわたり農業就業人口の約 6 割を占め、戦後の農業労働の過半を担っていたにもかかわらず、農政において女性は「見えない」存在であった。例えば、従来、白書等では 16 歳以上 60 歳までの農家世帯員で年間自家農業従事日数が 150 日以上の男性のみを「基幹的男子農業専従者」と呼び、農業経営の中核となる者とみなしてきた。また、出稼ぎや兼業化の結果として高齢者・女性労働力への依存が高まることは「婦女子化」と呼ばれ、農業の脆弱化を表すものとされていた。<sup>(32)</sup>

しかし、1990 年代に入ると、女性を農業の担い手として明確に位置づけ、支援方策の体系化を図る方向へと農政の転換が行われ、それまで「見えない」存在であった女性が「見える」存在となっていく。その背景としては、①農業の担い手の衰退や高齢化、特に男性農業者の減少、②女性の平等を求めるイデオロギー・政治的潮流の全世界的な盛り上がり、③生活改善実行グループによる農産物直売所や農産加工等の経済活動の成果が広く明らかになり、女性の地域への貢献が認識されるようになったことが挙げられる<sup>(33)</sup>。

まず、平成 2 (1990) 年には、農政における農山漁村婦人対策の連絡調整を行う担当部署として農林水産省に「婦人・生活課」が設置された<sup>(34)</sup>。続く平成 3 (1991) 年には国全体の女性関連施策について「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)<sup>(35)</sup>が策定され、あらゆる方針決定の場への女性の参画の推進が提唱された。農政においては、平成 4 (1992) 年、農林水産省の政策の新たな方向をまとめた「新しい食料・農業・農村政策の方向」(いわゆる「新政策」)が公表され、「女性の役割の明確化」に向けた政策として「女性の「個」としての地位

(30) 国内行動計画では、国内の女性に関する施策について、次の 5 点が定められた。①法制上の婦人の地位の向上、②男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進、③母性の尊重及び健康の擁護、④老後等における経済的安定の確保、⑤国際協力の推進。「第 1 部 男女共同参画社会基本法制定に至る男女共同参画政策の経緯 第 2 章 国際婦人年 (昭和 50 年) から平成元年まで」『男女共同参画社会基本法制定のあゆみ』内閣府男女共同参画局ウェブサイト <[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/law/kihon/situmu1-2.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/situmu1-2.html)>

(31) このほか、昭和 57 年には農業者大学校への女子受入れが認められた。全国農業改良普及協会 前掲注 (17), pp.90-91; 市田 (岩田) 前掲注 (19), pp.9-10; 天野 前掲注 (3), pp.46-47.

(32) 富士谷あつ子『日本農業の女性学—男女共同参画社会とエコロジカル・ライフをめざして—』ドメス出版, 2001, p.16; 大島綏子「目指す女性像を提示—農山漁村女性に関する中長期ビジョン—」『日本農業の動き』104 号, 1993.3, pp.18-19.

(33) 川手 前掲注 (28), p.35; 熊谷苑子「家族農業経営における女性労働の役割評価とその意義」『村落社会研究』31 号, 1995.12, pp.8-9; 富田祥之亮「農山漁村における「生活改善」とは何だったのか—戦後初期に開始された農林省生活改善活動—」田中宣一編著『暮らしの革命—戦後農村の生活改善事業と新生活運動』農山漁村文化協会, 2011, pp.29-30.

(34) 「婦人・生活課」設置以降、現在までの約 25 年間で、農林水産省における女性政策担当部局の改組・統合等は、平成 13 年、17 年、20 年、23 年と 4 回行われている (別表)。

(35) 「国連婦人の 10 年」の最終年である昭和 60 (1985) 年に国連で採択された「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」及び同年の我が国による「女子差別撤廃条約」批准を受けて、昭和 62 (1987) 年、政府の婦人問題企画推進本部が「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を初めて策定した。利谷 前掲注 (29), p.71.



の向上を図り、農業生産、農村活性化の担い手としての女性の能力発揮のための条件整備」が盛り込まれた<sup>(36)</sup>。これら2つの計画に関連付けるかたちで、同年、農林水産省は農山漁村女性の地位向上に取り組むための課題と推進方策をまとめた「新しい農山漁村の女性 2001年に向けて」(以下、「中長期ビジョン」)<sup>(37)</sup>を策定・公表した(表2)。<sup>(38)</sup>

表2 「中長期ビジョン」における課題と推進方策

課題	主な推進方策
1: あらゆる場における意識と行動の変革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定的な役割分担意識の是正</li> <li>・ 農協役員、農業委員を含む地域の方針決定の場への女性の参画促進等</li> </ul>
2: 経済的地位の向上と就業条件・就業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の労働報酬の確保と資産の形成</li> <li>・ 老後の経済的保障</li> <li>・ 就業条件、就業環境等の整備</li> </ul>
3: 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業、家事、育児、介護等を支援する総合的な代行サービス・施設の整備</li> <li>・ 自然と共生し人間的な暖かみとゆとりのある暮らしである「農山漁村型ライフスタイル」実現のための生活環境整備</li> <li>・ 女性たちの広域的な交流ネットワークの形成</li> </ul>
4: 能力の向上と多様な能力開発システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業技術・経営方法等の習得による職業能力の向上</li> <li>・ 女性の起業への支援</li> </ul>
5: ビジョンを受け止め実行できる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県における女性施策担当部署の整備</li> <li>・ 協同農業普及事業における取組強化</li> </ul>

(出典) 女性に関するビジョン研究会編『新しい農山漁村の女性—2001年に向けて—』(農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書) 創造書房, 1992, pp.34-63 に基づき筆者作成。

中長期ビジョンの大きな特徴は、女性に対して「職業人」として男性並みの評価や権利を与えようという側面(表2の課題1, 2, 4)と、生活の視点を多く有している女性を通して自然との共生やゆとりのある生活を実現しようという側面(表2の課題3)を併せ持っている点にあった<sup>(39)</sup>。

前者については、中長期ビジョン以降も、平成11(1999)年の「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)制定を経て、「食料・農業・農村基本法」において女性の参画の促進が掲げられ<sup>(40)</sup>、同年11月には農林水産省が「農山漁村男女共同参画推進指針」<sup>(41)</sup>を策定・

(36) 平成4年6月、貿易自由化による農産物の市場開放等、農業・農村をとりまく状況の変化に対応することを目的として、新たな政策の展開方向をとりまとめ、公表したもの。効率的かつ安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造の実現や、自主性と創意工夫を活かした地域づくり、地球環境問題への配慮等がうたわれた。新農政で示された政策の方針は、その後、「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)へ引き継がれていく。「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策、平成4年6月)農林水産省ウェブサイト<<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo02/newblaw/hoko.html>>; 生源寺眞一「食料・農業・農村基本計画とは何か」『日本農学アカデミー会報』25号, 2016.6, pp.4-5. <[http://www.academy.nougaku.jp/annual%20report/kaiho25/2\\_rondan.pdf](http://www.academy.nougaku.jp/annual%20report/kaiho25/2_rondan.pdf)> ほか。

(37) 女性に関するビジョン研究会編『新しい農山漁村の女性—2001年に向けて—』(農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書) 創造書房, 1992.

(38) 川手 前掲注(28), pp.34-37.

(39) 市田知子「農村社会と女性：世代間分離から相互扶助へ」『農村計画学会誌』26(1), 2007.6, p.4.

(40) 「食料・農業・農村基本法」では女性の参画の促進について次のとおり規定している。「第二十六条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。」

(41) 「農山漁村男女共同参画推進指針」(平成11年11月1日付け11農産第6825号全局長・長官連名通知) 同指針策定の背景を含む1990年代の農林水産省における男女共同参画推進の取組については、二階堂孝子「農山漁村の男女共同参画社会の実現をめざして—農山漁村男女共同参画推進指針策定の背景—」『農業と経済』66(11), 2000.8, pp.15-23 に詳しい。



通知するなど、法律や計画の整備を含めて、女性農業者の役割を評価し、農村における男女共同参画を進める施策が実施されていく。具体的な方策としては、政策・方針決定の場への女性の参画、家族経営協定締結、農村女性起業の推進があり、これらの施策は現在も継続されている。このうち、家族経営協定締結及び農村女性起業に関する支援は、農林水産省独自の事業として、中長期ビジョン以降の女性政策の柱であることから、次項以降に概要をまとめた。

一方、中長期ビジョンの後者の特徴（生活の視点を多く有している女性を通して自然との共生やゆとりのある生活を実現しようという側面）に関連した、農業、家事、育児、介護等を支援する総合的な代行サービス・施設の整備や、「農山漁村型ライフスタイル」実現のための生活環境整備（表2の課題3）については、当初、調査研究等の補助事業等が行われた。しかし、農業経営の担い手としての女性の政策上の位置づけが徐々に明確化されていく中で、女性農業者を対象とした施策は農業経営支援の中に組み込まれていき、これら生活面の視点は失われていった。<sup>(42)</sup>

## (2) 家族経営協定締結の推進

家族経営協定とは、経営の方針や営農・生活における世帯員の役割、意思決定の在り方、就業条件（報酬、労働時間・休日）、経営移譲について、世帯員相互の話し合いに基づいて締結した取決めのことである<sup>(43)</sup>。昭和30年代の中ごろから40年代にかけて、農業後継者対策の観点から、営農の役割分担や権限移譲時期に関する「父子協定」の普及促進が図られていたものが、中長期ビジョン以降、家族農業経営における女性農業者や後継者の位置づけの明確化、農業経営改善に有効な手法として見直され、女性を含む家族全員を当事者とする家族経営協定の取組が平成7（1995）年から本格化した<sup>(44)</sup>。社会的認知を受け、実効性を増すことなどを目的に、①取決めに文書化し、②農業委員会や農業改良普及組織など第三者の立会いの下で調印を行うというスタイルをとっている。<sup>(45)</sup>

また、2000年代に入ると、家族経営協定締結を条件として、女性農業者や後継者は、夫婦や親子による認定農業者<sup>(46)</sup>の共同申請<sup>(47)</sup>、農業者年金の保険料に対する国庫助成<sup>(48)</sup>、農業近代化資金や青年就農給付金（経営開始型）等の制度資金の貸付、農地のあっせん等、各種制度上の特別措置を受けることが可能となった。これらは、農家が協定締結に取り組む際のインセンティブとして働いている。

(42) 川手 前掲注(28), p.41.

(43) 農山漁村男女共同参画推進協議会「「家族経営協定」のすすめ 改訂版—夢のある元気な農業経営のために—」2013.3, pp.1-4. <<http://www.weli.or.jp/pdf/fma.pdf>>

(44) 平成7年2月に発出された「家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について」（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長通達）により、家族経営協定の推進についての制度的根拠が確立された。川手 前掲注(28), p.44.

(45) 川手 前掲注(28), pp.42-43.

(46) 認定農業者制度は、「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）に基づき、農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した計画を作成し、市町村が認定する制度。認定農業者は、自ら効率的かつ安定的な農業経営を目指す者であるとともに、地域の担い手として期待されており、農地の集積・集約化の促進や経営所得安定対策、低利融資、税制特例等の支援の対象となる。平成4年の新政策において、「効率的かつ安定的な経営体」が生産の大宗を担うような農業構造の確立が提示されたことを受け、平成5年に認定農業者制度が創設された。農林水産省「認定農業者制度の創設の経緯と概要」<[http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_seido/nintei\\_gaiyou1610.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/nintei_gaiyou1610.pdf)>

(47) 平成15年6月以降、夫婦や親子が実質的に共同経営を行っている場合、家族経営協定締結等を条件に、認定農業者認定の共同申請が可能になった。この措置により、女性農業者や農業後継者がパートナーとともに認定農業者となる道が開けた。農山漁村男女共同参画推進協議会 前掲注(43), p.3.

(48) 平成14年1月以降、青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結して、経営に参画している配偶者、後継者に対しては、基本となる保険料に対し一定割合の国庫助成が行われるようになった。同上

家族経営協定の取組が本格化した平成7(1995)年以降、協定締結農家戸数は増加を続け、平成27(2015)年度には、5万6397戸となった。一方で、離別や離農、経営移譲などで協定を解消する農家も多く、平成32(2020)年度までの男女共同参画推進にかかる目標(7万戸)<sup>(49)</sup>を達成する上での課題となっている。<sup>(50)</sup>

### (3) 農村女性起業の推進

農村女性起業とは、農村等に住む女性を中心となって行う、地域産物を利用した農林漁業関連の女性の収入につながる経済活動で、女性が主たる経営を担っているものをいう。経営形態には、個別経営とグループ経営がある。<sup>(51)</sup>

農村の女性による起業活動の背景には、戦後の生活改善実行グループや、1970年代に家族の健康管理や農家所得の補てんを目的としてスタートした農産物自給運動、1980年代の地域おこしを目的とした特産品づくり等の長い蓄積がある<sup>(52)</sup>。これらの女性たちによる取組が地域産物を利用した農産加工や直売等の経済活動へと発展し、中長期ビジョンにおいて「女性の起業の支援」が明文化された。以降、女性の自己実現や生活の質の向上等だけでなく、地域農業や農村の活性化への貢献が期待されるものとして、農村女性起業への政策的支援が行われている。また、農業の成長産業化の一方策として、生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出等の6次産業化が推進される中で、農村女性起業が6次産業化の担い手として発展していくことも期待されている。<sup>(53)</sup>

農村女性による起業活動に関する農林水産省の実態調査<sup>(54)</sup>によれば、平成26(2014)年度の起業活動数は9,580件で、平成22(2010)年度の9,757件をピークとして、近年、微減傾向にある。また、平成9年の調査開始時に農村女性起業全体の16%しかなかった個別経営が年々増加し、平成26(2014)年度調査で初めて全体の半数を超えた。平均年齢別に見ると、平均年齢60歳以上の経営体の比率が、グループ経営では全体の75%を占めるのに対し、個別経営では57%と比較的低くなっている。これらの結果から、生活改善実行グループ等をルーツに持つグループ経営が高齢化により減少傾向にあるのに対し、若い層を中心とする個別経営での活動が広がりつつあることが見て取れる。活動内容についても、食品加工を行う経営体が全体の74%といまだ大部分を占めているものの、インターネットを利用した販売が増加するなど、起業活動全体の質的な変化が生じつつある<sup>(55)</sup>。年間売上金額では、近年、売上金額1000万円以上の個別経営体数、同5000万円以上のグループ経営体数が微増傾向にあるものの、半数近く(48%)の経営体の売上金額は300万円未満と零細な規模にとどまっている。

(49) 「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、家族経営協定の締結数7万件(平成32年度)を成果目標としている。

(50) 農林水産省経営局「家族経営協定締結農家数について」2016.9.30. <[http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d\\_kazoku/attach/pdf/index-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d_kazoku/attach/pdf/index-1.pdf)>;「過去最多5万6000戸超 家族協定締結の農家 15年度末農水省調べ」『日本農業新聞』2016.10.2.

(51) 農林水産省経営局就農・女性課「平成26年度農村女性による起業活動実態調査の結果について」2016.3.29. <[http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d\\_cyosa/woman\\_data5/pdf/26\\_kigyō\\_kekka.pdf](http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d_cyosa/woman_data5/pdf/26_kigyō_kekka.pdf)>

(52) 諸藤享子「農村政策としての「農村女性起業」」『農村計画学会誌』26(1), 2007.6, p.33.

(53) 同上, pp.33-34; 澁谷美紀「農村女性起業の事業展開にみるマーケティング」『農業と経済』82(10), 2016.10, p.73.

(54) 農林水産省経営局就農・女性課 前掲注(51)なお、「起業」という言葉を用いているものの、同調査における起業数とは、各調査年度に開業した件数ではなく、調査時点で活動を継続している経営体をカウントしている点に留意する必要がある。

(55) 「農村の女性起業 個別経営 半数超す 6次化、ネット販売増」『日本農業新聞』2016.4.5.

### Ⅲ 現行の女性農業者支援とその課題

#### 1 現行の女性農業者支援の概要

近年は、農業・地域の活性化や6次産業化の担い手としての女性の能力の積極的な活用を推進するため、農業経営における担い手の育成・確保対策の一環で女性農業者支援が実施されている。主な支援策としては、「人・農地プラン」<sup>(56)</sup>等の政策・方針決定の場への参画促進、経営体向け補助事業の活用促進、次世代リーダー育成がある(表3)。

これらのほかにも、農村女性起業や家族経営協定締結の推進、農業委員や農業協同組合の女性役員登用を通じた農村の男女共同参画推進等、従来の施策も継続されているが、近年の女性農業者支援策全体の特徴としては、女性の能力発揮を農業の成長産業化につなげることを目標に、次世代リーダーとしての活躍を期待される女性農業者あるいは女性農業経営者をターゲットにした経営力の向上、人材育成等に関する支援に重点が置かれている<sup>(57)</sup>。また、女性農業者の存在を社会に広く発信する「農業女子プロジェクト」も、新しいスタイルの取組として関心を集めている。

表3 現行の主な女性農業者支援策

<p>&lt;政策・方針決定の場への参画促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手や地域農業の在り方等を定める「人・農地プラン」の検討に当たっては、女性農業者が概ね3割以上参画することを要件化。</li> <li>・ 中山間地域等における農業生産活動の継続への支援について、交付単価の10割の交付を受けるための要件として、新たに女性・若者等の参加を得ることを位置づけ。</li> </ul>
<p>&lt;地域農業の活性化等へのチャレンジに対する支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性農業者等に対する採択ポイント加算や要件緩和<sup>(註)</sup>、女性が活躍しやすい環境整備への支援により、経営体向け補助事業の女性による活用を促進。</li> </ul>
<p>&lt;次世代リーダーとなり得る人材の育成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「輝く女性農業経営者育成事業」として、次世代リーダーとなり得る女性農業経営者育成及び農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展を支援。</li> <li>・ 「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業者の取組の発信やネットワーク化。</li> <li>・ 女性の活躍推進に取り組む農業経営体の認定・表彰。</li> </ul>

(注) 補助事業等の実施に当たって、事業実施主体が女性の参画目標を設けている場合や女性農業者を中心とする組織である場合には、要件の緩和や、ポイントを加算することにより採択されやすくする等の措置を講じる。

(出典) 農林水産省「平成28年度予算の概要 25 女性の活躍推進」<[http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d\\_yosan/pdf/25\\_28\\_kettei.pdf](http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d_yosan/pdf/25_28_kettei.pdf)>; 農林水産省経営局就農・女性課女性活躍推進室「農林水産業における女性の活躍推進について」2016.11, pp.6, 7. <<http://www.maff.go.jp/j/keiei/attach/pdf/danjyo-9.pdf>>を基に筆者作成。

#### (1) 女性農業次世代リーダー育成塾

次世代リーダーとしての活躍を期待される女性農業者あるいは女性農業経営者をターゲットにした経営発展支援の中心的事業として、「輝く女性農業経営者育成事業」における「女性農

(56) 「人・農地プラン」は、各地域の「人と農地の問題」を解決するため、今後の中心となる経営体や、農地集積、地域農業全体の在り方について、集落・地域の関係者による徹底的な話し合いに基づき作成され、定期的な見直しが行われる。

(57) 農林水産省経営局就農・女性課女性活躍推進室「農林水産業における女性の活躍推進について」2016.6, p.2. <[http://www.maff.go.jp/j/keiei/pdf/meguji\\_2806.pdf](http://www.maff.go.jp/j/keiei/pdf/meguji_2806.pdf)>



業次世代リーダー育成塾」(以下「育成塾」)がある。平成26(2014)年度から毎年度開講されており、第1期(平成26(2014)年度)は20名、第2期(平成27(2015)年度)は34名、第3期(平成28(2016)年度)は30名の女性農業者が全国から参加している。育成塾は、知識やスキルを習得するだけではなく、実際の事業経営について主体的に考え、的確な判断ができる経営者としての人材を育成することを目的としている。そのため、6月から翌3月までの10か月間にわたる研修プログラムには、座学だけではなく、講師による受講生の農園訪問や、都内マルシェでの販売、事業者向け展示会への出展等が含まれている。<sup>(58)</sup>

## (2) 農業女子プロジェクト

平成25(2013)年11月、女性農業者の存在を広く発信する新たな取組として、農林水産省の提唱により「農業女子プロジェクト」がスタートした。同プロジェクトは、女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な業種の企業のシーズと結びつけ、新たな商品やサービス・情報を社会に広く発信することを通して、①社会、農業界での女性農業者の存在感を高めること、②女性農業者自らの意識改革と経営力の発展を促すこと、③職業としての農業を選択する若手女性の増加を図ることを目的としている。<sup>(59)</sup>

プロジェクトには、20歳代から40歳代を中心とする「農業女子」メンバー520名、参加企業28社のほか、教育機関2校が参加している(平成28(2016)年11月現在)<sup>(60)</sup>。女性農業者の存在感を高めるための取組として、「農業女子」とプロジェクトの趣旨に賛同した参加企業の連携による商品やサービスの開発が数多く行われてきた。これまで開発された商品等は、仮設トイレやトラクターなど「農業女子」の農作業を支援するものから、「農業女子」の生産した農産物を使った菓子まで多岐にわたる<sup>(61)</sup>。

同プロジェクトについては、農家・農村における弱者ではなく企業のビジネスパートナーという切り口から女性農業者の活力に光を当てた視点や、企業との連携を通じた情報発信等の点で評価されている。一方、女性の意識改革や新規就農者増加に向けた取組はいまだ途上であり、長期間にわたる同プロジェクトの継続が期待されている<sup>(62)</sup>。

## 2 今後の課題

### (1) 支援体制の在り方

生活改善活動や家族経営協定締結、農村女性起業等、農村における女性施策の現場での推進

(58) 農林水産省「平成28年度予算の概要 25 女性の活躍推進」<[http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d\\_yosan/pdf/25\\_28\\_kettei.pdf](http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d_yosan/pdf/25_28_kettei.pdf)>; 輝く農女新聞ウェブサイト<<http://www.jma.or.jp/kagayaku-nj/index.html>>; 「生産から販売まで女性目線の農業ビジネス 女性農業次世代リーダー育成塾」『Chain store age』46(4), 2015.3.1, pp.115-117.

(59) 牧野充「女性の起業活動と農業女子プロジェクト」『農業と経済』80(6), 2014.6, pp.59-60.

(60) 農林水産省「農業女子プロジェクトについて」2016.11.<<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyoujoshi/attach/pdf/index-27.pdf>>

(61) 同上; 「おしゃれで快適に 女性が変わる日本の農業」『産経新聞』2016.3.17.

(62) 吉田忠則『コメをやめる勇気』日本経済新聞出版社, 2015, pp.231-234; 京極理恵「官製の“〇〇女子”「農業女子」、予想外の3年目へ(下)」『YOMIURI ONLINE』2015.12.25.<<http://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/ichiran/20151225-OYT8T50027.html>> なお、プロジェクト第4期(平成28年11月~)からは、若い女性の新規就農増加に向けて、高校・大学等の教育機関(第4期では蒲田女子高等学校及び東京農業大学が参加)によるプログラムと、活躍する農業女子の魅力を結びつけ、農業を志す学生の発掘や動機づけ、意識の向上のための取組を行う「チーム“はぐくみ”」の活動が始動している。農業女子プロジェクト事務局(農林水産省経営局就農・女性課)「第3期の成果と第4期に向けた取組方針」(第5回農業女子プロジェクト推進会議資料3)2016.11.4, pp.17-18.<<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyoujoshi/attach/pdf/index-16.pdf>>; 「農業女子プロジェクトと東京農大 学生就農促進で連携」『日本農業新聞』2016.10.21.



は長年にわたり生活改良普及員が担ってきた。しかし、普及職員制度の見直し等<sup>(63)</sup>により、2000年代以降、普及事業における生活担当の普及職員が急速に減少し、女性農業者に対する普及活動が後退したとの批判がある<sup>(64)</sup>。また、高齢化が進む農村地域では、若手女性は少数派でかつ点在し、それぞれの農業経営類型等も多様化している。普及職員の減少だけではなく、農村における様々な環境変化が進む中、次世代の担い手としての若手女性農業者を掘り起し、そのニーズに応じた効果的な育成支援を行う上で、地域の農業関連機関の連携も含めた体制の整備が求められている<sup>(65)</sup>。

## (2) 多様な就農ルートに応じたキャリア支援の在り方

平成24(2012)年度に農林水産省が委託して行った女性農業者の実態調査によれば、「結婚は就農のきっかけのひとつである」と答えた回答者は全体の54.9%と半数以上を占めており、30歳代以上では結婚を契機として配偶者の実家の農業に従事することになった女性農業者が多い<sup>(66)</sup>。しかし、若い世代を中心に、実家の農業経営への就農や継承、農業法人への就職なども増加していると見られている<sup>(67)</sup>。嫁ぎ先の農業に従事している女性と、後継者としての女性、農業法人に雇用されている女性では、それぞれに異なるキャリア計画や課題、支援内容が想定される。女性農業者のライフコースが以前に比べて多様化していく中で、就農ルートごとに方策を考えることが重要との指摘がある<sup>(68)</sup>。

## (3) 女性農業者が働きやすい環境整備

これまでの施策の効果として農村における女性の活動の幅が広がり、それに伴った評価を得る女性も増えてきた一方で、家事・育児・農業経営に加えて女性起業活動を担うといった女性の過重負担や、必要な知識・技術を習得し活躍する機会に恵まれた女性とそうでない女性との格差拡大などの新たな問題も指摘されている<sup>(69)</sup>。平成24(2012)年度の女性農業者の実態調査では、多くの回答者が「農業と家事・育児との両立」「プライベート時間の確保」「農業と介護との両立」を生活上の課題に挙げている<sup>(70)</sup>。また、過去50年間で、農作業に加えて農家の家事・育児・介護等を女性が担うという性別分業のパターンに変化がないことを示した研究もある<sup>(71)</sup>。女性が扱いやすい農業機械や農機具、衛生的な作業場・トイレといったハード面の

(63) 普及事業開始以来、農業生産は「農業改良普及員」が、生活改善は「生活改良普及員」が担当してきたが、平成3年、農業関係と生活関係の普及活動のより一体的な推進を図る観点から、両者の呼称上の区分が廃止された。さらに、平成13年度からは、改良普及員資格試験においても両者の試験項目が一元化され、制度上の明確な区分がなくなった。なお、平成16年の「農業改良助長法」の改正により、平成17年度以降は専門技術員と改良普及員の2種類の職員の区分が廃止され、新たに普及指導員を置くこととされた。また、専門技術員試験から普及指導員試験への改革とともに「男女共同参画」の試験分野が廃止された。日本農業普及学会企画編集 前掲注(17), p.39; 天野寛子・粕谷美砂子『男女共同参画時代の女性農業者と家族』ドメス出版, 2008, p.24.

(64) 天野・粕谷 同上, p.23-25; 川手 前掲注(28), p.61.

(65) 農山漁村女性・生活活動支援協会「平成25年度農林水産省男女共同参画加速化事業 自営農業就農若手女性の研修等ニーズ及び研修手法に関するマニュアル」pp.6, 46-47. <<http://www.weli.or.jp/youngwomenmanual.html>>

(66) 株式会社インテージリサーチ「女性農業者の活躍促進に関する調査事業報告書」2013.3, p.15. 農林水産省ウェブサイト <[http://www.maff.go.jp/j/keici/kourei/danzyo/d\\_cyosa/pdf/josei\\_24itaku.pdf](http://www.maff.go.jp/j/keici/kourei/danzyo/d_cyosa/pdf/josei_24itaku.pdf)>

(67) 原 前掲注(15), p.4.

(68) 同上, pp.5-6.

(69) 原・大内 前掲注(15), p.14.

(70) 株式会社インテージリサーチ 前掲注(66), p.60.

(71) 熊谷苑子「水田稲作における家族労働—生活時間データによる把握—」『村落社会研究ジャーナル』17(2), 2011.4, p.4.

整備とともに、農村社会に根強く残る固定的な性別役割意識にとられない風土づくりも含めた、女性農業者が働きやすい環境整備が必要とされている<sup>(72)</sup>。

## おわりに

戦後の生活改善事業から始まる農業・農村における女性への支援策は、女性の権利向上を求める世界的な動きや、農業生産における担い手不足の進行等を背景として展開し、現在では、経営対策の一環として、女性農業者・経営者のビジネス発展支援等が行われるようになった。組織や地域の活性化には、多様な人材の活躍が欠かせない。農業・農村の持続的な発展のためにも、農業や農村活性化の担い手として重要な役割を果たしながらも補助的な立場にとどまることの多い女性農業者について、各自の能力を発揮できるような環境づくりをより一層進めることが重要である。しかし、これまでの農業・農村における女性政策に関しては、農産物の加工や販売、補助的な農作業等、女性が既に担ってきた役割を再評価することに力が置かれ、既存の性別役割分業の固定化につながりかねないとの指摘もある<sup>(73)</sup>。多様な人材の活躍という観点からも、女性に期待される既存の役割にとどまらない、幅広い支援の充実が期待される。

別表 戦後の農業・農村における主な女性施策及び関連動向

年	農業・農村における主な女性施策、関連動向	国内外の女性施策全般の動向（☆世界、★日本）
昭23(1948)	農林省に生活改善課設置 「農業改良助長法」制定 生活改善普及事業開始	
昭36(1961)	「農業基本法」制定	
昭39(1964)	出稼ぎ農民 100 万人を超える（三ちゃん農業の広がり）	
昭42(1967)		☆国連総会において「女性に対する差別撤廃宣言」採択
昭50(1975)		☆国際婦人年世界会議（メキシコシティ）において「世界行動計画」採択、「国連婦人の10年」開始（1976～1985年） ★内閣総理大臣を長とする婦人問題企画推進本部を設置
昭52(1977)	農山漁村婦人対策の強化（農村婦人の家設置、婦人農業従事者セミナーの実施等）	★「国際婦人年世界会議における決定事項に関わる国内行動計画」（「国内行動計画」）策定
昭54(1979)		☆国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択
昭55(1980)		☆国連婦人の10年中間期世界会議（第2回世界女性会議、コペンハーゲン）において「国際婦人の10年後半期行動プログラム」採択 ★「女子差別撤廃条約」署名
昭56(1981)		★国連婦人の10年の「国内行動計画後期重点目標」決定（「農山漁村婦人の福祉と地位向上」を含む）
昭57(1982)	農林水産省が農林水産省農業者大学校への女子の入学を認める	

(72) 小川理恵「働きやすい環境整備を」『全国農業新聞』2016.6.24.

(73) 渡辺めぐみ『農業労働とジェンダー—生きがいの戦略—』有信堂高文社, 2009, pp.189-190.

年	農業・農村における主な女性施策、関連動向	国内外の女性施策全般の動向（☆世界、★日本）
昭60(1985)		☆国際婦人の10年ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）において「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ★「女子差別撤廃条約」批准 ★「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）制定
昭62(1987)	3月10日を「農山漁村女性の日」に制定	★「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（新国内行動計画）策定
平2(1990)	農林水産省に農山漁村婦人対策の連絡調整を行う婦人・生活課を新設	
平3(1991)		★「新国内行動計画」（第一次改定）策定
平4(1992)	「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）公表 農林水産省農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書「新しい農山漁村の女性 2001年に向けて」（「中長期ビジョン」）策定	
平6(1994)	農村女性起業への支援事業開始	★婦人問題企画推進本部が男女共同参画推進本部に改組
平7(1995)	「家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について」（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長通達）が示される	☆第4回世界女性会議北京会議において北京宣言及び行動綱領採択（女性の政治的、経済的、社会的な地位向上に関する行動綱領採択）
平8(1996)	家族経営協定締結を条件に農業者年金への女性農業者の加入が可能となる	★「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値創造」策定 ★男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画」策定
平10(1998)	農林水産省が通知「農林水産業・農山漁村における男女のパートナーシップの確立について」（平成10年1月22日付け10農産第113号）を发出	
平11(1999)	「食料・農業・農村基本法」制定（女性の参画の促進、農業経営における女性の役割の評価、農業経営への参画等の推進を法律に規定）	★「男女共同参画社会基本法」制定 ★改正雇用機会均等法、改正労働法施行
平12(2000)	「食料・農業・農村基本計画」策定（5年ごとに改定）	★「男女共同参画基本計画」（第1次）策定（重点目標の1つに「農山漁村における男女共同参画の確立」を規定。5年ごとに改定）
平13(2001)	中央省庁再編に伴い、農林水産省の婦人・生活課が女性・就農課に再編・改称	
平15(2003)	家族経営協定締結を条件に夫婦等による認定農業者の共同申請が認められる	
平17(2005)	農林水産省の女性・就農課と普及課を普及・女性課として統合	
平20(2008)	農林水産省の普及・女性課廃止、人材育成課新設	
平23(2011)	農林水産省の人材育成課を就農・女性課に改組	
平24(2012)	人・農地プランへの女性参画義務化、6次産業化支援での女性優先枠の設定等を開始	
平25(2013)	農業女子プロジェクト開始	
平26(2014)	輝く女性農業経営者育成事業（女性農業次世代リーダー育成塾等）を開始	
平27(2015)	農林業センサス2015において、経営方針への女性の参画に関する調査を初めて実施	★「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定

（出典）天野寛子『戦後日本の女性農業者の地位—男女平等の生活文化の創造へ—』ドメス出版、2001、pp.23-25；天野寛子・粕谷美砂子『男女共同参画時代の女性農業者と家族』ドメス出版、2008、pp.211-216；農林水産省『平成25年度 食料・農業・農村白書』農林水産省、2014、pp.72-73 ほか各種資料に基づき筆者作成。

（さいとう まいこ）